

(様式5)

都 行 第 7 1 3 号

令和元年10月17日

広告代理店 }  
広告主 } 御中

さいたま市長 清水 勇 人  
(公印省略)

広告掲載に係る見積書について (依頼)

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、広告事業の一環として下記広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集いたします。

つきましては、参加希望がございましたら、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、別添見積書様式にて下記のとおり、当該広告掲載に係る見積書及び広告掲載申込書兼誓約書を提出下さいますようお願いいたします。

記

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 広告媒体名称        | 家庭ごみの出し方マニュアル   |
| 2 | 募集内容          | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり   |
| 3 | 広告主等の<br>決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却   |
| 4 | 提出期限          | 令和元年11月5日(火)正午までに「見積書」及び「広告掲載<br>申込書兼誓約書」を封緘の上、ご提出ください。           |
| 5 | 提出先           | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部<br>(さいたま市役所5階)<br>〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 6 | その他           | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり  |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当：宮澤・江口

電 話：048-829-1106

F A X：048-829-1997

E-Mail：kaikaku@city.saitama.lg.jp

# 見積書提出に当たっての留意点

## 1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額が、最低募集価格（税込み）の110分の100に相当する金額を下回った場合は、失格とします。
- ③ 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ④ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効といたします。
- ⑤ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑥ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑦ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑧ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

## 2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、別に指定する日時に当該見積書を提出したも  
のによるくじ引きにより決定します。このくじを引かない者があるときは、  
当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開  
庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

## 広告募集仕様書

〇次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

## 1 広告媒体について

名称	家庭ごみの出し方マニュアル	
発行部数	673,000部	
規格	判型	A4判
	ページ	20ページ
	色	4色カラー
発行頻度	年1回	
発行日	令和2年4月1日	
配布期間	令和2年3月28日～令和2年3月31日	
内容	市民に対しごみの分別や収集曜日、ごみ減量の周知啓発を図るもの	
配布エリア・対象	市内全戸	
配布方法	市内の全世帯に直接配布 各区くらし応援室、区民課、支所、市民の窓口でも随時配布	
発行元	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課	
備考		

## 2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	最低募集価格(税込み)
表紙以外のいずれかのページ	68mm×180mm	1枠	4色カラー	350,000円
特記事項	掲載が望ましくない業種：便利屋、一般廃棄物収集運搬許可業者、葬祭業者			
初稿入稿締切	令和元年12月20日(金)			
最終入稿締切	令和2年1月10日(金)			

※さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。

※広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。

※完全データにて入稿してください(データ形式：イラストレーター、文字はアウトライン化)。

※原稿内に「広告」である旨を明記してください。

※入稿時には出力見本を添えてください。

※初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。

広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。

※入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこともありますので、その場合であっても広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。

### 3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付又はご持参ください。
申込締切日	令和元年11月5日（火）正午必着
申込先 （問合せ先）	（担当課名）さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	（所在地）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	（TEL）048-829-1106 （FAX）048-829-1997
	（Eメール）kaikaku@city.saitama.lg.jp

### 4 広告掲載イメージ表

さいたま市 平成31年度版  
古いものは廃棄し  
最新を優先す  
お便りください

**家庭ごみの出し方マニュアル**

「もったいない」を意識して  
食品ロス\*を減らしましょう

- 1 買い物前に  
在庫をチェック!
- 2 食べきり料理に  
チャレンジ
- 3 外食時も  
食べ残しを防ごう

※食品ロスとは、食べ残しや賞味期限切れなどにより捨てられる食品のことです。

ごみ収集曜日記入欄

資源物1類 ※ばらしたフタも回収へ	種類ごとに 透明袋 または 半透明袋	毎週	<input type="checkbox"/>	曜日
資源物2類	種類ごとにひも等で しばる			
有害危険ごみ	種類ごとに 透明袋	毎週	<input type="checkbox"/>	曜日
もえないごみ	透明袋			
もえるごみ	透明袋 または 半透明袋	毎週	<input type="checkbox"/>	曜日

祝日も収集します  
(1月1日～3日は除く)

- 収集当日の朝6時30分、もえるごみ早期地区は朝5時30分（地域で決められた時間）までに出してください。
- 事業所のごみは家庭ごみ収集所には出せません。

10月10日 10月11日 10月12日 10月13日 10月14日 10月15日 10月16日 10月17日 10月18日 10月19日 10月20日 10月21日 10月22日 10月23日 10月24日 10月25日 10月26日 10月27日 10月28日 10月29日 10月30日 10月31日

**生ごみ処理容器等購入費補助制度** について 問い合わせ 廃棄物対策課 電話 829-1336

一般家庭から排出される生ごみのたい肥または資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入する方に対し、購入に係る費用の一部を補助します。

<b>補助対象</b>	● <b>生ごみ処理容器（コンポスト等）</b> 補助金額 購入金額の2分の1で、上限4,000円	● <b>電気式生ごみ処理機（タイムボーンサータイプは除く）</b> 補助金額 購入金額の2分の1で、上限20,000円
<b>申請方法</b>	●購入品、購入店名・住所・購入品名・価格・購入品画像の写込みされた <b>補助申請シート</b> （※別紙）を提出し、申請します。 ●申請には、 <b>印鑑</b> （30円を捺すもの）と購入者名義の口座の通帳が必要です。	
<b>その他</b>	●予算の範囲内での補助となります。 ●申請は購入された生境内で行ってください。 ●1戸につき、5年間ご生ごみ処理容器は1基まで、電気式生ごみ処理機は1基までとし、合わせて2基を限度とします。	
<b>申込先</b>	廃棄物対策課または各区役所 ぐららセンター	

**連絡先一覧** 平成21年4月1日現在

● <b>ごみの出し方に関するご</b>	西 京 研 事 務 所	西京区洋52-1	☎ 623-3899	FAX 622-9144
● <b>ごみの資源・資源化に関するご</b>	東 京 研 事 務 所	船山町船山772-1	☎ 685-0611	FAX 687-2018
● <b>ふれあい広場に関するご</b>	大 崎 清 洲 敷 事 務 所	船山大崎317	☎ 878-0956	FAX 878-0959
● <b>ごみの出し方に関するご</b> 【区役所ぐららセンター】	西区役所ぐららセンター	西京西大33-4-2	☎ 620-2627	FAX 620-2762
	北区役所ぐららセンター	北区船山町1-852-1	☎ 669-6027	FAX 669-6162
	大京区役所ぐららセンター	大京区大門町3-1	☎ 646-3027	FAX 646-3162
	真流区役所ぐららセンター	船山町船山町12-36	☎ 681-6027	FAX 681-6162
	中央区役所ぐららセンター	中央区下巻分5-2-10	☎ 840-6027	FAX 840-6162
	南区役所ぐららセンター	船山町船山4-3-1	☎ 856-6137	FAX 856-6272
	清和区役所ぐららセンター	清和区船山6-4-4	☎ 829-6052	FAX 829-6231
	南区役所ぐららセンター	南区船山7-20-1	☎ 844-7137	FAX 844-7270
	船山区役所ぐららセンター	船山区船山975-1	☎ 712-1137	FAX 712-1272
	船山町役所ぐららセンター	船山町船山3-2-5	☎ 790-0128	FAX 790-0262
● <b>家庭ごみの資源化に関するご</b> 【ごみ処理施設】 ※購入申請についてはP9参照	西 京 研 事 務 所	西京区洋52-1	☎ 623-4100	FAX 622-5353
東 京 研 事 務 所	船山町船山626-1	☎ 684-3802	FAX 686-0466	
大 崎 清 洲 敷 事 務 所	船山大崎317	☎ 878-0989	FAX 878-0959	
安 原 清 洲 敷 事 務 所	船山町船山4-2-1	☎ 710-6010	FAX 838-5310	
● <b>ごみの資源・資源化の補助に関するご</b>	西 京 研 事 務 所	清和区船山6-4-4	☎ 829-1336	FAX 829-1991
東 京 研 事 務 所	清和区船山6-4-4	☎ 829-1336	FAX 829-1991	
● <b>粗大ごみの戸別収集に関するご</b>	粗大ごみ受付センター（予約専用）		☎ 840-5300	



発行元 **廃棄物対策課** TEL 829-1336 FAX 829-1991

〒603-8474 京都府京都市東山区船山7-20-1 船山町船山772-1  
 〒603-8474 京都府京都市東山区船山7-20-1 船山町船山772-1  
 〒603-8474 京都府京都市東山区船山7-20-1 船山町船山772-1

(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな  
住 所

ふり がな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称  
家庭ごみの出し方マニュアル

2 広告内容

3 業 種

4 その他  
さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) TEL

(3) FAX

(4) Eメール

※広告代理店が申込み場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること(広告主が決定していない場合は未定とすること)。

(様式7)

# 見積書

1 広告媒体名称 家庭ごみの出し方マニュアル

2 金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

さいたま市長

(注意事項)

・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。